



労基署便り

令和4年度 No.4

大河原労働基準監督署



◎ 令和4年労働災害発生状況（1～6月）

	大河原署管内			宮城局管内		
	R3	R4	前年比	R3	R4	前年比
製造業 計	19	28	9	211	215 (2)	4(2)
食料品製造業	6	11	5	88	111	23
機械金属製造業	5	9	4	53	45	-8
建設業 計	13	11	-2	136 (3)	153 (3)	17(0)
土木工事業	5	6	1	52 (2)	44 (1)	-8(-1)
建築工事業	5	5	0	64 (1)	79 (1)	15(0)
その他の建設	3	0	-3	20	30 (1)	10(1)
運輸交通業 計	7	6	-1	221 (1)	179 (2)	-42(1)
陸上貨物運送業	9	6	-3	199 (1)	158 (2)	-41(1)
商業	11	19	8	223 (1)	237	14(-1)
社会福祉施設	9	5	-4	178	245	67
全産業	91 (0)	103 (0)	12	1323 (5)	1539 (8)	216(3)

※休業4日以上死傷労働災害（労働者死傷病報告による）。※前年比は死傷者数（人）。※（ ）は内数で死亡者数

※機械金属製造業は、鉄鋼業・金属製品・一般機械・電気機械・輸送機械製造業の合計。※陸上貨物運送業は道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計。

（参考）当署管内の令和4年1～6月において、事故の型別は多いものから①転倒（31%）、②はさまれ、巻き込まれ（13%）、②その他（新型コロナウイルス感染症を含む）（13%）、④墜落、転落（12%）⑤動作の反動、無理な動作（11%）の順。

安全管理の徹底について

宮城県内において死亡労働災害が多発しています。

令和4年1月～6月に8名の方が、そのうち4名の方が6月に亡くなりました。

業種別では建設業が3名、製造業が2名、道路貨物運送業が2名、その他の事業が1名となっていますが、事故の型別は「はさまれ、巻き込まれ」のほか、「転倒」や「交通事故」など様々となっています。当署管内を含め、**県内では昨年から労働災害による死傷者が増加傾向にあります**ので、設備、作業方法について職場を再点検していただき、**労働災害防止、安全管理の徹底**をお願いします。

令和4年に県内で発生した死亡災害の概要				
発生月	業種	事故の型	発生状況の概要	
1	1月	その他の事業	転倒	業務終了後、従業員駐車場で転倒した。
2	3月	道路貨物運送業	飛来・落下	トレーラをジャッキで持ち上げた下でグリス注入作業を行っていたところ、ジャッキが外れて車体と地面との間に胸部を挟まれた。
3	3月	道路貨物運送業	交通事故	トレーラーで走行中に路面凍結によりスリップし、車両ごと橋から約30m下に転落し、炎上した。
4	3月	建設業	激突され	自社加工場の裏山で、チェーンソーを用いて偏心木の伐木中、はね上がった伐倒木が激突した。
5	6月	建設業	はさまれ、巻き込まれ	クレーン機能付きのドラグ・ショベルで荷を吊り上げて移動させていたところ、ドラグ・ショベルが転倒し、待機中の誘導員が下敷きとなった。
6	6月	製造業	爆発	タンクローリーのタンク上部の亀裂を補修するため、タンク上でアーク溶接をしたところ、タンク内のガソリン蒸気に着火して爆発し、爆風で吹き飛ばされた。
7	6月	製造業	はさまれ、巻き込まれ	製材工場において、原材料丸太を搬送する機械に機械の運転を停止しないまま立ち入り、作動した機械に頭部を挟まれた。
8	6月	建設業	墜落・転落	太陽光パネルの裏側に設置した足場から転落し、胸を強打した。

※速報の概要をとりまとめたものであり、今後、修正等を行う場合がある。

令和4年4月1日～

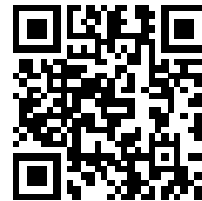
石綿の事前調査結果等の報告制度について

次のいずれかの工事を行おうとするとき、事業者は、あらかじめ、事前調査の結果等を労働基準監督署に報告することが必要となりました。（石綿障害予防規則第4条の2）

＜報告が必要な工事＞石綿の含有の有無を問わず、報告が必要です。

- ① 解体工事部分の床面積の合計が80m²以上の建築物の解体工事
- ② 請負金額が税込100万円以上である建築物の改修工事
- ③ 請負金額が税込100万円以上である特定の工作物の解体又は改修工事
（報告が必要な工作物：反応槽、加熱炉、ボイラー・圧力容器、発電設備等）
- ④ 総トン数が20トン以上の船舶（鋼製の船舶に限る）の解体又は改修工事
（※令和4年1月13日厚生労働省令第3号により追加）

（石綿総合情報サイト）



（石綿事前調査結果報告システム）



報告は、原則として**石綿事前調査結果報告システム**を活用することになります。建築物、工作物については大気汚染防止法に基づき自治体にも報告が必要ですが、このシステムを用いることにより一度の報告で監督署・自治体に報告が可能です。パソコン、スマートフォンで報告ができます。事業者がシステムを利用する際はG Biz IDが必要となります。詳しくは厚生労働省ホームページをご確認ください。

※船舶については、石綿障害予防規則に基づく監督署への報告のみが必要

※報告対象外の解体工事であっても、石綿等の使用の有無の調査結果は作業を行う作業場に作業に従事する労働者の見やすい場所に掲示する等が必要です。（石綿障害予防規則第3条）

改正石綿健康被害救済法が施行されました

「石綿による健康障害の救済に関する法律の一部を改正する法律」が令和4年6月17日に施行されました。この改正により、次の2点が変更となりました。

- 1 特別遺族給付金の請求期限
令和14年3月27日まで延長されました。
- 2 特別遺族給付金の支給対象
令和8年3月26日までに亡くなった労働者のご遺族の方へと拡大されました。（労災保険の遺族補償給付を受ける権利が時効（5年）によって消滅した場合に限ります。）

（特別遺族給付金）



特別遺族給付金の請求手続などについては当署労災課まで、また、労災保険の給付対象とならない方の救済給付については、（独）環境再生保全機構（0120-389-931）にお問い合わせください。

「SafeworK 向上宣言」に取り組みましょう



労働保険料の納付は口座振替が便利です

労働保険料等の口座振替納付とは、事業主の皆様が、労働保険料や石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金の納付について、口座を開設している金融機関に口座振替納付の申込みをすることで、届出のあった口座から金融機関が労働保険料及び一般拠出金を引き落とし、国庫へ振り替えることにより、納付するものです。口座振替の申し込み、納付日等、詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。宮城労働局労働保険徴収課にお問い合わせください。

＜口座振替による納付の主なメリット＞

- 保険料納付のために、毎回金融機関の窓口へ行く手間や待ち時間が解消されます。
- 納付の”忘れ”や”遅れ”がなくなるため、延滞金を課される心配がありません。
- 手数料はかかりません。
- 保険料の引き落としに最大約2カ月ゆとりができます。

(保険料口座振替)



労働保険相談チャットが公開されました

令和4年6月から、厚生労働省が『労働保険相談チャット』を公開しました。

(労働保険相談チャット)

『労働保険相談チャット』とは、労働保険制度に関するお問い合わせに、チャットボット(※1)が自動で対応する対話形式のサービスです。

厚生労働省ホームページから『労働保険相談チャット』にアクセスすることで、労働保険制度(※2)の知りたい情報を24時間365日(※3)、素早く、簡単に取得することが可能です。詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。



※1:チャットボットとは、“チャット”と“ロボット”を組み合わせた言葉で、AI(人工知能)によりロボットが自動的に対話型のコミュニケーションを行うツールのことを指します。

※2:「年度更新関係」「電子申請関係」に加えて、今後、対象業務を順次追加する予定です。

※3:メンテナンス期間を除きます。

「労働保険相談チャット」は、現在、次のご質問に対応しています。

○労働保険の年度更新に関するご質問

- 年度更新関係の手続き、提出方法など
- 年度更新申告書の記入の仕方
- 封入書類(年度更新申告書、領収済通知書など)
- 納付期限、延滞金など
- 雇用保険率の改正
- 労働保険料等の還付・その他(外部審査業者)

○電子申請に関するご質問

- e-Gov 関連(G ビズ ID、電子証明書など)
- 電子申請の申請方法、電子納付、審査状況確認など
- 電子申請義務化関係
- 電子申請で表示されたエラーメッセージ

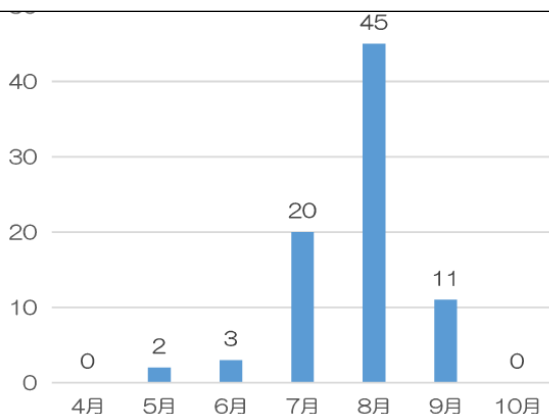
STOP!熱中症 クールワークキャンペーン 7月は重点取組期間です。

今年は例年より早く梅雨が明け、例年より熱中症になる危険性が高まることが考えられます。過去5年間（H29～R3）において、宮城県内の休業4日以上の業務上の熱中症による死傷者は81人、うち2人が亡くなっています。発生場所は屋外64.2%、屋内25.9%、その他・不明9.9%でした。熱中症は7月～8月、11時～16時の間に多く発生しております。7月のSTOP!熱中症 クールワークキャンペーンの重点取組期間には、特に次の事項について取組をお願いします。

- 実施した対策の効果を再確認し、必要に応じ追加対策を行いましょ。
- 特に梅雨明け直後は、WBGT 値に 応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しましょ。
- 水分、塩分を積極的に取りましょ。
- 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましょ。
- 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょ。
- 休憩中の状態の変化 にも注意し、少しでも異常を認めた ときは、ためらうことなく病院に搬送しましょ。

H29-R3 宮城県内の熱中症発生状況（月別内訳）休業4日以上（単位：人）

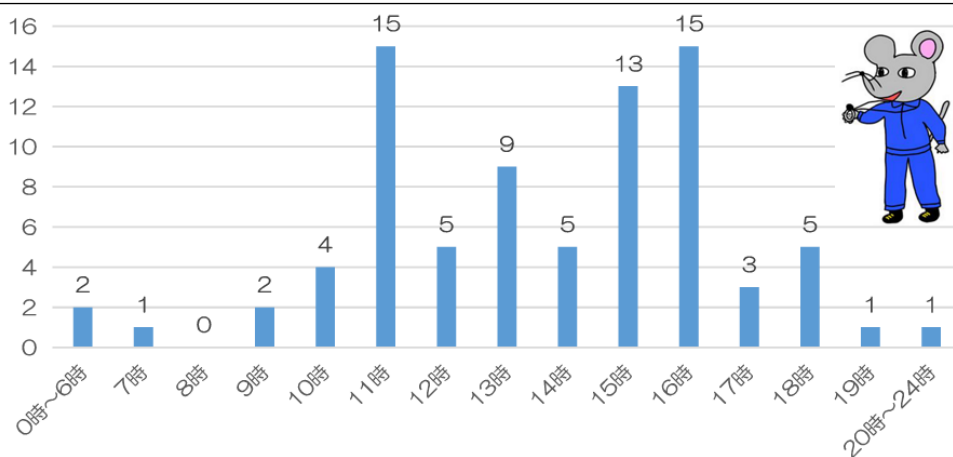
労災防止キャラクター
チューイ カン吉



(STOP!熱中症)



H29-R3 宮城県内の熱中症発生状況（時間帯別内訳）休業4日以上（単位：人）



発行：大河原労働基準監督署（TEL0224-53-2154）柴田郡大河原町字新東 24-25

労働条件や安全衛生の確保・改善、労災補償等についてご不明な点やお悩みのことがあれば、お気軽にご相談ください。
労働時間制度等のご相談については「労働時間相談・支援班」がご希望に応じて個別訪問で対応いたします。

労働条件関係は監督係、労働災害防止・健康確保対策関係は安全衛生係、労働保険料・労災保険関係は労災係まで。